

アドミニストレーション

第13巻1・2合併号

2006年12月

論説

社会福祉サービスに関する利用者満足度調査の意義とその問題点
—アメリカの事例を参考にして—

石橋敏郎・河谷はるみ (1)

指名債権の多重譲渡における債務者保護
—複数譲受人間の優劣が判定できる場合に限定して—

古屋 壮一 (47)

研究ノート

危機管理論のための予備的考察
—こうべまちづくりセンターの機能変遷を中心に— 明石 照久 (173)

第7回 ハルファにおけるシュマーレンバッハ学会
—企業フォーラム（学会紹介） 森 美智代 (187)

判例研究

仕向銀行が振込資金の欠缺を理由として振込依頼人からの
依頼なく組戻しにより振込入金を撤回したことにより、
振込依頼人に対する不法行為責任を負うとされた事例

吉村 信明 (193)

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適當と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会員）
- (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
- (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者（特別会員）
- (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者、およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

————— (略) —————

第5章 著作権

【著作権の帰属】

第15条 熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』に掲載した著作物の著作権は、熊本県立大学総合管理学会に帰属する。

2 著作物の内容の責任は、著作者が負う。

付 則

————— (略) —————

この会則は、2002年7月25日から施行する。但し、第15条については、熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』第1巻第1号に遡って適用されるものとする。

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学名誉教授・元学長）

会長 松野 了二（熊本県立大学総合管理学部学部長）